

任意後見制度の利用促進と民事信託

成年後見制度の未来



認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方々を支える重要な手段である成年後見制度のうち、任意後見制度は、本人の自己決定の尊重という新しい成年後見制度の理念に最も適的な仕組みとして平成12(2000)年4月に創設されましたが、利用は低調なまま推移しています。

このような状況に鑑みて、成年後見制度の利用の促進に関する法律において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進の基本方針として、「成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること」を定めており、これを受けて平成29(2017)年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においては、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、任意後見の利用促進に関し、①関係者と後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し適切に対応する体制を構築すること、②任意

後見契約のメリット等の周知、早期の段階からの相談・対応体制を整備すること、③地域連携ネットワークにおけるチームでの対応が不正の未然防止、早期発見等につながることも期待されることから、その実務的な対応を検討すること等が定められました。

これらの動きを受けて、今般、日本司法書士会連合会と公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、本人の意思の尊重に最大限の配慮をしている任意後見制度の有用性を広く知っていただくとともに、同制度がさらに利用しやすく信頼されるものとなるよう、シンポジウムを開催いたします。

本シンポジウムでは、日本の任意後見制度の理念・現状を確認するとともに、利用件数の多い諸外国の任意後見類似制度との比較、任意後見制度と民事信託の連携・具体的活用について講演頂き、その上で、令和2(2020)年9月3日に公表した提言「任意後見制度の利用促進に向けての提言～本人の意思を尊重し、利用しやすく・信頼される任意後見制度とするために～」に触れながらパネルディスカッションを行います。

オンデマンド動画配信

令和3(2021)年
期間 **1/25(月)~7/31(土)**

URLまたは右記QRコードからアクセスしてください。
<https://20thsymposium.net/>

参加費無料



当シンポジウムは、令和2(2020)年3月19日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて開催を中止したものです。

お問合せ

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート事務局

TEL **03-3359-0541**

【受付時間】平日 9:00~17:00

プログラム

| | |
|-------------|--|
| 基調講演1 | 任意後見制度と民事信託の連携 ～諸外国の任意後見制度と比較して～ 講演者：新井 誠 氏 (ミュンヘン大学法学博士、中央大学法学部教授、筑波大学名誉教授) |
| 基調講演2 | 任意後見制度と民事信託の連携 ～民事信託から見た組合せの在り方を考える～ 講演者：大貫 正男 (司法書士、一般社団法人日本成年後見法学会副理事長、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート相談役) |
| パネルディスカッション | 成年後見制度の未来 ～任意後見制度の利用促進と民事信託～ パネリスト 小島 浩 氏 (神田公証役場公証人、日本公証人連合会法規委員、同任意後見小委員会委員長) 村田 幸子 氏 (福祉ジャーナリスト) 伊庭 潔 氏 (弁護士、日弁連信託センターセンター長、同高齢者・障害者権利支援センター委員) 上山 浩司 (司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部副支部長) アドバイザー 新井 誠 氏 コーディネーター 川口 純一 (司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長) |

共催：日本司法書士会連合会 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

後援：法務省 / 厚生労働省 / 最高裁判所 / 日本司法支援センター(法テラス) / 日本公証人連合会 / 日本弁護士連合会 / 公益社団法人日本社会福祉士会 / 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 / 一般社団法人 日本成年後見法学会